

「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れ表明

日本工作機械関連企業年金基金（以下、「当基金」という。）は、加入者及び受給権者（以下、「加入者等」という。）の最善の利益を勘案して、年金資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たしていく上で有用と考えられるアセットオーナー・プリンシプルの趣旨に賛同し、本プリンシプルの全てを受け入れることを表明します。

原則 1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

当基金は、法令等の定めにより制定した「年金資産の運用に関する基本方針」に基づき、当基金規約に規定する給付を将来にわたって確実に行うため、適切な手続きに基づく意思決定の下、運用目標及び運用方針を定め、長期的な観点から、安全かつ効率的な運用に努めています。また、運用目標等は、経済・金融環境等の変化に対応するため、定期的に検証し見直しを行います。

原則2. 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

当基金は、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要となる職員の確保・育成および資産運用委員会の設置などの体制整備を行い、その体制が適切に機能するように取り組んでいます。また、知見の補充・充実のため、外部コンサルタント及び運用受託機関等による外部知見の活用を行っています。

原則3. アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

当基金は、運用目標等を安定的に達成するため、「年金資産の運用に関する基本方針」に基づき、運用方法の選択、投資先の分散、適切なリスク管理、最適な運用委託先の選定を行います。また、外部コンサルタントの評価・助言を参考のうえ運用委託先の選定など、定期的に見直しを行います。

原則4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供(「見える化」)を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

当基金は、確定給付企業年金の重要なステークホルダーを受益者である加入者等と考え、定期的に機関紙を発行するとともに基金ホームページに掲載し、情報提供・開示を行います。

原則5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

当基金は、企業年金スチュワードシップ推進協議会へ加入し、協働モニタリング活動を通して、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促します。